

既存擁壁の安全対策について

令和 7 年 9 月 30 日に堀ノ内一丁目で発生した擁壁倒壊事故を受け、区内の安全性に問題がある擁壁を早期に解消するため、以下のとおり既存擁壁の安全対策に係る事業を実施いたしますので、ご報告します。

1 擁壁アドバイザー派遣事業

所有者自らが行う適切な維持管理を支援し、擁壁の安全性の向上を図ることを目的として、擁壁の所有者等に、擁壁の設計や工事に精通している擁壁アドバイザーを派遣し、擁壁の調査や改善策の提案等を行う擁壁アドバイザー派遣事業を令和 7 年 12 月 24 日から行っており、令和 8 年度も継続して実施する。

2 既存擁壁等安全対策助成事業（新規）

(1) 目的

擁壁の安全対策を実施しようとする擁壁の所有者等に対し、工事等に必要経費の一部を助成することにより、擁壁の安全性の向上を図り、区民の生命及び財産の安全を確保する。また、災害発生時等の道路閉塞、避難及び消火活動への支障となる危険性を解消することにより、地域の防災性向上を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 助成対象

- ア 区が改善の必要があると認めた高さ 2m を超える既存擁壁又は高さ 0.8m 以上の道路等に面する既存擁壁（以下「助成対象擁壁」という。）の築造替え等に係る設計費
- イ 助成対象擁壁の築造替え（建築基準法等に定める基準及び同等の基準に適合する擁壁の築造又は建築物で傾斜地による土圧を受ける外壁部分の建設）に係る工事費
- ウ 助成対象擁壁の補強（現在の強度以上に補強するもの）等に係る工事費

(3) 助成対象者

助成対象擁壁の所有者等

(4) 助成金額

助成対象	助成額	限度額	
(2) ア 設計費	2/3	高さ 2m を超える擁壁	100 万円
		道路等に面し、 高さ 0.8m 以上、2m 以下の擁壁	50 万円
(2) イ 築造替え工事費	2/3	高さ 3.5m を超える擁壁	1,200 万円
		高さ 2.0m を超え、3.5m 以下の擁壁	900 万円
		道路等に面し、 高さ 1.2m を超え、2.0m 以下の擁壁	500 万円
		道路等に面し、 高さ 0.8m 以上、1.2m 以下の擁壁	200 万円
(2) ウ 補強等工事費	2/3	高さ 2m を超える擁壁	200 万円
		道路等に面し、 高さ 0.8m 以上、2m 以下の擁壁	100 万円

(5) 助成受付開始日

令和8年4月1日

(6) その他

- ア 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに着手した助成対象擁壁の築造替え等についても、本助成制度を遡って利用できるものとする。
- イ 助成対象者は、工事費等の支払いに当たり、その全額を一時的に用意する必要がないよう、委任払い(区が助成相当額を施工者等へ直接支払う方法)を選択できるものとする。
- ウ 要件が合致する擁壁築造替え工事については、東京都盛土対策補助金交付要綱による補助金を活用する(補助率:1/3、補助限度額:500万円又は築造する擁壁の高さに延長を乗じた数に18,000円を乗じた額のうち低い額)。
- エ 事業期間は原則として3年とし、令和11年度以降の取組については、実績等を踏まえ、改めて検討を行う。

3 既存擁壁調査事業(新規)

(1) 目的

区内の既存擁壁について、倒壊した際に特に影響が大きいと想定される通学路及び避難路(以下「通学路等」という。)について調査を行い、現状を把握した上で、必要な改善指導及び今後の施策等の検討に繋げていく。

(2) 調査内容

- ア 区内の通学路等について、擁壁(高さ0.8m以上)の有無をスクリーニング調査する。
- イ 調査アにより擁壁がある箇所について、「宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル」(国土交通省)による健全度判定を行う。

(3) 実施時期

令和8年度中

(4) その他

通学路等以外の調査については、次年度以降に別途検討する。

4 今後のスケジュール

令和8年	2月	第1回区議会定例会に令和8年度予算案を提出 都市環境委員会へ報告
	3月	既存擁壁等安全対策助成事業要綱の制定
	4月	既存擁壁等安全対策助成事業の開始
	6月	既存擁壁調査事業の開始